

重要

令和6年度版

放課後児童クラブのしおり

放課後児童クラブ利用の際に必要な情報を記載しています。
必ずお読みください。

三豊市子育て支援課

TEL (0875) 73-3016



目次

1. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブとは / 支援方針 / 支援内容 / 開設時間 / 休室日
……………1ページ

送迎 / 欠席する場合 / 持参物 / お弁当・おやつ / その他 / スポーツ安全保険について
……………2ページ

2. 児童クラブ保育料について

保育料一覧表 / 保育料の納入方法 / 保育料の滞納について / 保育料の減免について
……………3ページ

3. 児童クラブ各種届出について

利用変更届 / 利用中止届 / 保育料減免申請書 / 保育料の還付について
……………4ページ

4. 児童クラブ非常災害時の対応について

警報等が出たとき / インフルエンザ・感染症等 / 火災・地震等の発生時
……………5ページ

三豊市放課後児童クラブ実施施設一覧

……………6ページ

1. 放課後児童クラブについて

◆放課後児童クラブとは

三豊市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は、保護者が就労等（病氣療養及び産前・産後期間を含む）により昼間家庭にいない（または保育が困難である）三豊市内の小学校に就学している児童に対し、放課後、長期休業日（春・夏・冬休み）等に、適切な遊びと家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

◆支援方針

児童の健康と安全の確保に努め、情緒の安定を図ります。また、遊びの活動を通じて積極性、自主性、社会性及び創造性を育み、児童の健全育成に必要な活動を行います。

◆支援内容

学校等と連携を図り、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供します。また保護者とも連携して子どもの育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援します。

◆開設時間

【月曜日～金曜日】 ……放課後から午後6時30分まで

【土曜日、長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）、学校の休業日等】

……午前7時30分から午後6時30分まで

- ・ 放課後児童クラブを利用できるのは、就労等により保護者が児童を保育できない時間のみとなります。早めのお迎えをお願いします。
- ・ 長期休業日のみ利用の場合でも、始業式、終業式及び修了式実施日は、長期休業日に含まれますので利用できます。ただし、長期休業日以外の土曜日、授業参観等が行われた際の振替休日は利用できませんので、ご注意ください。
- ・ 土曜日に、利用希望がない場合は休室します。
（土曜日に利用する場合、利用希望日の1週間前までに申請が必要です。）
- ・ 6年生については、原則として卒業式までの利用となります。
- ・ 4月1日から受入れを開始します。新1年生も受入れ可能です。

◆休室日

- ・ 日曜日及び祝日
- ・ 8月11日～17日までの間の3日程度（お盆休み）
- ・ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ・ 災害発生時及び感染症等による学校の臨時休業日
- ・ その他休室を必要とする日

※警報発令時、災害発生時、感染症等による学校の臨時休業日の対応については、5ページの「児童クラブ非常災害時の対応について」のとおりとします。

◆送迎

原則として保護者の送迎が必要です。児童の様子や連絡事項をお伝えする場合がありますので、保護者が必ず児童クラブを実施する施設まで送迎してください。

※警報や避難指示等で、緊急にお迎えをお願いする場合があります。

※夏季休業日のプールや児童館等の各教室の利用は、スポーツ安全保険の適用外となります。帰宅・一時退室届出書を提出の上、保護者の判断により利用をお願いします。

◆欠席する場合

- ・前日までに児童クラブにお知らせください。
- ・前日までに連絡できない場合は、当日速やかに電話・メール等で連絡してください。

◆持参物

- ・児童クラブに直接お問い合わせいただき、ご確認ください。
- ・どんなに小さな持ち物にも、消えないように名前を書いてください。

◆お弁当・おやつ

- ・土曜日、長期休業日等（給食がない時）は、お弁当とお茶（大きめの水筒）を持参してください。
- ・児童本人が、現金を持参してのパン等の購入は禁止しています。
- ・おやつは、児童クラブで用意します。

◆その他

- ・必要のないお金や玩具、ゲーム機などは、持たせないでください。
- ・宿題の指導は、ご家庭でお願いします。
- ・児童の体調に心配がある場合は、必ず児童クラブにお知らせください。
- ・お子さんが写った写真を市のホームページや広報誌等に掲載することがあります。掲載を希望しない場合は、支援員にお知らせください。
- ・虚偽の申請により入会していることが判明した場合は、直ちに入会承認を取り消しますのでご承知ください。

◆スポーツ安全保険について

保険料……年額800円（A1区分に加入）

入会申請時「スポーツ安全保険加入意思表示書」において、「加入します」にした方が対象となります。また、保険料は、利用初月の保育料と一緒に引落します。詳細は、同封の「スポーツ安全保険のしおり」をご確認ください。

2. 児童クラブ保育料について

保 育 料 一 覧 表

区分		児童1人当たりの 保育料（月額）	備 考	
年間を通して 利用する場合 （通年）	1か月	毎月（8月以外）	3,000円	
		8月	6,000円	
長期休業日のみ 利用する場合 （長期）	① 春休み（4月）		2,000円	
	② 夏休み（7月）		2,000円	
	③ 夏休み（8月）		6,000円	
	④ 冬休み（12月～1月）		2,000円	納付月は12月のみ
	⑤ 春休み（3月）		2,000円	
長期休業期間は下記の通りです。 ① 令和6年 4月 1日 から 令和6年4月 7日まで ② 令和6年 7月20日 から 令和6年7月31日まで ③ 令和6年 8月 1日 から 令和6年9月 1日まで ④ 令和6年12月25日 から 令和7年1月 7日まで ⑤ 令和7年 3月25日 から 令和7年3月31日まで				

注：保育料は月額のため、利用しない月があった場合でも、利用中止の届出（書面での提出必須）をしない限り、入会期間中については上記金額（保育料）が発生します。

◆保育料の納付方法

・児童クラブ保育料の納付方法は、**口座振替**です。金融機関にて口座振替申込の手続きをしてください。前年度から利用継続の場合、振替口座に変更がなければ申込は不要です。

※新1年生は必ず口座振替の手続きをしてください。継続加入のきょうだいとは別に、個々の登録が必要です。

・保育料の口座振替日は**毎月25日**（金融機関が休業の場合は、翌営業日）です。

※振替不能の場合は、納付書を郵送します。
納付書に記載の納付期限までに必ず納めてください。

◆保育料の滞納について

児童クラブで児童が食べるおやつ、児童が読む本、児童が遊ぶおもちゃ、児童が製作で使用する教材等は、保護者の方が納めている保育料と税金で支えられています。必ず納めてください。

保育料の滞納が続くと、入会承認を取り消す場合があります。

◆保育料の減免について

保育料の減免を受ける場合は、期日までに「放課後児童クラブ保育料減免申請書」の提出が必要です。

前年度からの継続加入であっても、申請書は毎年度提出してください。

【減免対象者】……生活保護受給世帯、児童扶養手当受給者、就学援助費受給者 等

※減免対象にならない場合もあるので、詳細は子育て支援課へお問い合わせください。

【減免申請方法】……「保育料減免申請書」と「各種証明書の写し」の提出

3. 児童クラブ各種届出について

お電話や児童クラブでの口頭での変更申出では、受付となりません。
必ず、子育て支援課又は各支所窓口で届出書を提出してください。

※利用期間(区分)の変更・利用中止の届出に際して

届出が遅れた場合、利用しない期間であっても、保育料が発生します（還付ができなくなります）。変更・中止が必要になった際は、早めの届出をお願いします。ご不明な点は子育て支援課へお問い合わせください。

届出種類	届出内容	届出時期等
利用変更届	<input type="checkbox"/> 利用期間の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月間お休みする ・春(夏)(冬)休みだけ利用をやめる ・申込していなかった期間も利用が必要になった 等 	通年：変更する月の前月末まで 長期：変更する長期休業期間の開始前まで
	<input type="checkbox"/> 利用区分の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・通年(平日)利用 ⇔ 長期休業日利用 	
	<input type="checkbox"/> 保護者の就労に関する変更 <ul style="list-style-type: none"> ・就労先、就労時間の変更 (※添付書類：就労証明書) 	変更が決まったら速やかに
	<input type="checkbox"/> 入会クラブの変更 <ul style="list-style-type: none"> ・住所変更に伴い、校区が変更になった 	
利用中止届	<input type="checkbox"/> 利用を中止する <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が退職した ・家庭保育が可能になった ・市外へ転出(転校)する 等 	通年：中止する月の月末まで 長期：利用している長期休業期間中
保育料 減免申請書 <u>※毎年度 提出必要</u>	<input type="checkbox"/> 保育料の減免を受ける <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 ・児童扶養手当受給者 等 (※添付書類：各種証明書の写し) 	申請書提出月から保育料へ適用 ①通知書発行日から30日以内の提出 →就学援助費認定期間の適用月から保育料へ適用 ②通知書発行日から30日を経過しての提出 →減免申請書提出月から保育料へ適用
	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費受給者 (※添付書類：就学援助費支給計画額通知書) 	

◆保育料の還付について

利用中止届を提出した場合は、中止した月の保育料を利用日数に応じて還付します。ただし、届出月をさかのぼって還付はしません。

(例) 6月15日に中止届を提出し、6月は2日間利用していた場合

$$\text{還付する保育料} = \frac{\text{開所日数 (22日)} - \text{利用日数 (2日)}}{\text{開所日数 (22日)}} \times \text{保育料 (3,000円)} \div 2,700\text{円}$$

(100円未満切捨)

4. 児童クラブ非常災害時の対応について

1. 警報発令時等の対応…平日（小学校登校日）

●小学校の対応にあわせて放課後児童クラブの対応を行います。

※気象状況の悪化により、**警報がひとつでも発令された場合**に下記対応を行います。

※ただし、**放課後児童クラブ開室後は、長期休業日等と同じ対応**とします。

	状況	学校の対応	放課後児童クラブ
登校前	午前6時までに警報解除	通常授業（給食あり）	通常開室
	午前6時に警報発令中	自宅待機	決定保留
	午前8時までに警報解除	午前中授業（給食なし）	<u>11時30分開室（昼食持参）</u>
	午前8時に警報継続中	臨時休業	休室
登校後	天候が悪化し、 警報が発令されそうな状況	学校待機（学校からお迎え依頼）または下校	通常開室時間までに学校待機または下校の場合は基本的に休室
	警報発令		
開室後	※長期休業日等と同じ対応とします。詳細は以下参照。		警報発令のみでは休室せず、高齢者等避難・避難指示・特別警報等の発令で休室（お迎え依頼）とします。

2. 警報発令時等の対応…土曜日・長期休業日・振替休日

●放課後児童クラブ独自の対応を行います。

※以下のいずれかの気象情報等が発令された場合に放課後児童クラブを閉室（休室）します。

- ・放課後児童クラブ所在地域に①高齢者等避難、②避難指示が発令されたとき
- ・③大雨・暴風・大雪・暴風雪「特別警報」が発令されたとき（市内全域）
- ・④高潮「特別警報」が発令されたとき（詫間・仁尾・三野の放課後児童クラブに限る）
- ・⑤波浪「特別警報」が発令されたとき（詫間・仁尾の放課後児童クラブに限る）

	状況	学校の対応	放課後児童クラブ
開室前	午前6時までに解除		通常開室
	午前7時30分までに解除		7時30分以降に順次受入
	午前7時30分に継続中		休室
開室後	①～⑤発令（該当クラブ）		休室（お迎え依頼）

（注）警報が発令されただけでは閉室（休室）となりません。

ただし、家庭保育や早めのお迎えが可能な場合は、ご協力をお願いします。

3. インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症への対応について

小学校が早期下校や学級、学年、学校閉鎖等を行った場合、**放課後児童クラブもその学級、学年、学校の児童の受け入れはできませんので、自宅待機となります。**

4. 火災・地震等の災害発生時の対応について ※状況によって、個別地域での対応をすることがあります。

地震等災害発生の場合、児童の安全を確保した後、保護者に連絡し、児童の引き渡しを行います。そのため、緊急連絡が可能な連絡先を各放課後児童クラブに必ずお伝えください。

また、三豊市メール配信サービスを利用して、緊急情報を発信することがあります。

三豊市放課後児童クラブ実施施設一覧

令和6年4月1日予定

	地区	名称	小学校区	実施施設名	所在	電話番号	運営方法	運営事業者
1	高瀬	麻放課後児童クラブ	麻小	麻小学校内	三豊市高瀬町上麻3868	090-7145-3740	民間委託	NPO法人たけのこキッズ
2		二ノ宮放課後児童クラブ	二ノ宮小	高瀬町公民館二ノ宮分館内	三豊市高瀬町佐股甲3343-4	080-7088-7053	市営	
3		勝間放課後児童クラブ	勝間小	高瀬町公民館勝間分館内	三豊市高瀬町下勝間350-2	080-7571-5238	市営	
4		上高瀬放課後児童クラブ	上高瀬小	上高瀬小学校内	三豊市高瀬町上高瀬783-2	080-7044-9760	市営	
5		比地二放課後児童クラブ	比地小	比地小学校内	三豊市高瀬町比地93-1	080-7047-2812	市営	
6	山本	うりぼうキッズ山本	山本小	山本小学校内	三豊市山本町大野6-1	080-1999-5129	民間委託	穴吹エンタープライズ株式会社
7	三野	大見放課後児童クラブ	大見小	三野町はつらつセンター内 大見小学校内	三豊市三野町大見甲3034-1	090-5719-5747	民間委託	NPO法人チャイルドハウスみとよ
8		下高瀬放課後児童クラブ	下高瀬小	チャイルドハウスみとよ	三豊市三野町下高瀬1526-2	080-2996-7978 0875-73-4635	民間委託	NPO法人チャイルドハウスみとよ
9		吉津放課後児童クラブ	吉津小	吉津小学校内	三豊市三野町吉津乙1485	090-8979-8586	民間委託	NPO法人チャイルドハウスみとよ
10	豊中	桑山放課後児童クラブ	桑山小	豊中町公民館桑山分館内	三豊市豊中町岡本188-1	080-4430-3361 0875-62-6321	民間委託	NPO法人青空クラブ
11		比地大放課後児童クラブ	比地大小	豊中町公民館比地大分館内	三豊市豊中町比地大2527-1	090-7628-6166	民間委託	NPO法人子育て応援NPOフレンズ
12		笠田放課後児童クラブ	笠田小	豊中町公民館笠田分館内	三豊市豊中町笠田笠岡2193-2	080-5463-5773	民間委託	株式会社明日葉
13		上高野放課後児童クラブ	上高野小	旧上高野幼稚園内	三豊市豊中町上高野2662-1	080-5463-5780	民間委託	株式会社明日葉
14		本山放課後児童クラブ	本山小	豊中町公民館本山分館内	三豊市豊中町本山甲1893-1	080-4430-3362	民間委託	NPO法人青空クラブ
15	詫間	うらしまキッズ松崎	松崎小	松崎小学校内	三豊市詫間町松崎722	080-2990-3910	民間委託	NPO法人すくすく
16		うらしまキッズ詫間	詫間小	詫間小学校内	三豊市詫間町詫間2158	080-1999-5129	民間委託	穴吹エンタープライズ株式会社
17	仁尾	仁尾放課後児童クラブ	仁尾小 曾保小	仁尾小学校内	三豊市仁尾町仁尾丙1736	080-7246-3228	市営	
18	財田	財田放課後児童クラブ	財田小	財田町B&Gテニス管理棟内	三豊市財田町財田上2361-1	080-7272-8453	市営	